

仮払消費税の確定のタイミング

	小売業・卸売業	製造業
何の理論的前提も置かない場合 (最も厳密な理論上の考え方)	販売実現時	算定できない。
仕入れた原材料・素材は 製造において全部使用する、 という前提を置く場合	-	販売実現時
仕入れたものは全て販売される という前提を置く場合	販売実現時 もしくは、 「費用・収益対応の原則」 を度外視すれば、 仕入時	販売実現時 もしくは、 「費用・収益対応の原則」 を度外視すれば、 仕入時
仕入れたが販売しない、または、 仕入価格よりも低い価格で販売する、 ということすら問題としない場合 (実務上の考え方)	仕入時 事業者が納付する消費税額は 「仮受消費税－仮払消費税」 のみで計算するため、 還付を受けることになる。	仕入時 事業者が納付する消費税額は 「仮受消費税－仮払消費税」 のみで計算するため、 還付を受けることになる。

注：仕入れたが販売しない、または、仕入価格よりも低い価格で販売する、
ということには、理論上は絶対に説明が付かない。